文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

控訴人

(1)

"[2、 原判決を取り消す。 被控訴人の請求を棄却する。 (2)

被控訴人 2

上 本件控訴を棄却する。

第2 事案の概要

事案の要旨

1 事業の要旨 (1) Q 1 (昭和〇年〇月〇日生。以下,同人を「被控訴人」という。)は、昭和20年8月9日,長崎市内で原子爆弾 (原爆)に被爆し、昭和56年ないし昭和59年ころから肝機能障害を指摘され、平成4年以降入院ないし通院による治療を 受けてきたところ、平成6年2月16日付けで控訴人(当時の厚生大臣)に対し、その肝機能障害が原爆の放射線に起因す るものであるとの認定の申請(以下「本件認定申請」という。)を行った。これに対し、控訴人は、本件認定申請を新 たに制定された原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(以下「被爆者援護法」という。)11条1項所定の認定の申請 とみなした上で、被控訴人の肝機能障害は原爆の放射線に起因するものとは認められず、被控訴人の治癒能力が原爆の 放射線の影響を受けているとも認められないとして、平成7年11月9日付けで、本件認定申請を却下する旨の処分(以下 「本件処分」という。 )をした。

以上のほかの事案の概要は、3及び4のとおり当審における当事者の主張を付加するほか、原判決の事実及び理由の 第2(1頁以下)記載のとおりであるから、これを引用する(なお、用語の略称は、断らない限り、原判決と同じであ る。\_)

。)。 【本件処分の経過】 なお、本件処分の経過は、概要、次のとおりである(原判決9頁以下)。 (1) 被爆者援護法(特に断らない限り、平成8年法律第82号による改正前のもの)10条1項は、次のとおり定めてい 要な医療の給付を行う。ただし、(略) 当該疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。」(以下、この要件のうち、発症が原子爆弾の傷害作用に起因することないし治癒能力が放射能の影響を受けていることを「放射線起因性」という。

被爆者援護法11条1項は、上記の医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該疾病が原子爆弾に起因

でして、被爆有援設法目集1項は、工品の医療の幅的を受けようとする有は、あらかしめ、自該疾病が原子爆弾に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならないとしている。 (2) 被控訴人は、昭和〇年〇月〇日生まれで、被爆当時〇歳であった。 被控訴人は、昭和20年8月9日午前11時2分、学徒動員のため働いていた長崎市の三菱重工業株式会社長崎兵器製作所 $\alpha$ 工場(以下「 $\alpha$ 工場」という。)内において、同市に投下された原子爆弾に被爆した。被控訴人が被爆した場所は、爆心地の北方約1.3kmの地点であった。

被控訴人は、昭和56年ないし59年ころに肝機能障害を指摘され、平成4年以降、入院ないし通院による治療を受けてい

上記のとおり、被控訴人は、原子爆弾が投下された際当時の長崎市の区域内に在った者であって、その後被爆者健康手帳の交付を受けたから、被爆者援護法にいう被爆者である。
(3) 被控訴人は、平成6年2月16日付けで、当時の厚生大臣に対し、上記肝機能障害が原子爆弾の放射線(以下「原爆放射線」という。)に起因するものであるとして、原爆医療法(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律)8条1項所定の認定の申請をした。 上記肝機能障害が原子爆弾の放射線(以下「原

の総定の甲請をした。 その後、平成7年7月1日に被爆者援護法が施行され、原爆医療法は廃止されたが、当時の厚生大臣は、前記申請を被 者援護法11条1項に基づく認定申請とみなした上で、原子爆弾被爆者医療審議会の意見に従い、同年11月9日付けで、 あなたの申請に係る疾病は、原子爆弾の放射能に起因するものとは認められず、また、治癒能力が、原子爆弾の放射能 の影響を受けているとは認められません。」という理由により、上記認定申請(本件認定申請)を却下する旨の処分 本件処分)をした。 (4) 被控訴人は、平成8年1月22日、当時の厚生大臣に対し、本件処分に対する異議申立てをした。 治癒能力が、原子爆弾の放射能

(4) 被控訴人は、平成8年1月22日、当時の厚生大臣に対し、本件処分に対する異議申立てをした。 これに対し、当時の厚生大臣は、平成11年3月9日付けで、「まず、被爆地点、被爆状況等を基に異議申立人の被曝線量について検討し、次に異議申立人の疾病及びその病状、治療の状況等について検討した。異議申立人の肝機能障害の原因はC型肝炎ウイルスであり、異議申立人の被曝線量は、C型肝炎ウイルスに対する免疫力の低下や感染の成立に影響を及ぼす程のものとは考えられない。」という理由により、上記異議申立てを棄却する旨の決定を行い、同決定は、同年4月14日、東京都を通じて被控訴人に送付された。 (5) そこで、被控訴人は、平成11年6月29日、本件処分の取消しを求めて本件訴訟を提起したものである。

控訴人の当審における主張

3 控訴人の当番における主張
(1) 放射線起因性の判断方法に関する誤り
原爆症認定における放射線起因性は、申請者すなわち被控訴人が立証しなければならず、その証明の程度は「高度の
蓋然性を証明すること」が必要である。そして、その判断は、科学的・医学的知見に基づいて行われなければならない。原判決は、一般論としては、高度の蓋然性を証明することを要するとしながら、具体的判断においては、高度の盖
といることができず、原料決け、被収者と選挙は10条1項の解釈を誤り、ないては放射線起因性の判断を誤った。 よるものということができず、原判決は、被爆者援護法10条1項の解釈を誤り、ひいては放射線起因性の判断を誤ったも のである。

| 科学的知見等に対する評価・判断の誤り

(2) 科学的知見等に対する評価・判断の誤り ア 疫学知見を因果関係立証のための証拠として利用する場合の留意点 a 原判決が被控訴人のC型慢性肝炎の放射線起因性を認めた論拠となったのは、甲26及び71、74ないし76、 乙12の各報告書のようであるが、これらは疫学的知見というべきものである。 しかし、これらの知見では、被控訴人のC型慢性肝炎が放射線に起因することを認めることはできない。 b そもそも、疫学とは、危険性が疑われる疾病要因は可能な限り排除するとの疾病予防、公衆衛生の見地から、集団における健康障害の頻度と分布を規定する諸要因を明らかにしようとするものである。したがって、疫学は、 元来、個々の患者についての疾病発生の原因、すなわち疾病と想定された諸要因との間の個別の因果関係の有無を究明

するための決め手とはなり得ないものである

するための決め手とはなり得ないものである。被控訴人に発症した慢性肝疾患と原爆放射線との間に個別的な因果関係が認められるか否かについては、被爆者集団全体を対象とした疫学的研究の成果を踏まえた、いわゆる疫学的因果関係が認められるか否かが検討されるだけでなく、仮に疫学的因果関係の存在が認められるとしても、病理学、臨床医学、放射線学等の見地をも踏まえて、被控訴人の当該症状が被爆に起因するものか否かが個別的に検討される必要がある。ここのような個別的因果関係の有無を検討する過程において、疫学的知見によって明らかにされた相対的危険度が参考にされることもあり得る。すなわち、相対危険度が1.0のときは、曝露した個人と曝露しなかった個人の危険度は同じであるということになり、作用因子への曝露と疾病との間に関連性はないとされるところ、相対危険度が2.0になると、その因子が原因で発病した患者数は、その他のあらゆる原因による患者数と等しく、曝露した人の疾病がその因子によって引き起こされた確率は50%であるということになる。しかし、相対危険度が2.0をわずかに超えることを明らかにした疫学的知見があるからといって、その程度の相対的危険度にすぎない場合には、当該作用因子への曝露によって発症したのか、他の要因によって発症したのかを高度の蓋然性をもって確定することができないから、疫学的知見だけでは個別的因果関係の存在という。)は、慢性肝障害及び肝硬変の1グレイ当たりの相対危険度を明らかにしているが、その数値は1.14と極めて低く、個別的因果関係の存在を推定することはおよそできないことに留意されるべきである。

d 以上のとおり、疫学的知見を個別の因果関係(放射線起因性)存否の判断に用いる際には、その疫学的知見の持つ限界について十分な配慮がされなければならない。ある疫学的な研究結果が存在するとしても、そこから疫学的因果関係が認められるか否かについては十分な検討がされなければならないし、仮に疫学的因果関係が認められるとした場合でも、それを踏まえて個別の因果関係の存否の判断が別途に行われなければならない。

ワン論文及びトンプソン論文(甲75)によって被控訴人のC型慢性肝炎の放射線起因性を認めることはでき

a ワン論文は,放射線被曝と慢性肝疾患及び肝硬変との関連性を一般的に検討した疫学的知見であり,これ をもって,C型肝炎ウイルスによるC型慢性肝炎の発症又は進行に放射線被曝が寄与しうるか否かを論ずることはでき

でいる。 ワン論文は、慢性肝障害及び肝硬変の1グレイ当たりの相対危険度を明らかにしているが、その数値は1.14と極めて低い。これは、放射線以外の要因によって発症した可能性が圧倒的に多いということであり、このように低い相対危険度を示唆する疫学的知見があったからといって、被控訴人の肝機能障害が放射線に起因するものと推認することはできな

C型肝炎ウイルスに感染した者の7、8割は、放射線に被爆していなくてもC型慢性肝炎を発症するとされているのであり、このことからしても、ワン論文を根拠に被控訴人の肝機能障害と放射線被曝との間の個別的因果関係の存在を推

ば、統計上は被曝線量と慢性肝炎等との間に一見有意な関係があるように見えたとしても、疫学上、被曝線量と慢性肝疾患との間に有意な関係があることを肯定することはできない。しかるところ、ワン論文は、C型肝炎ウイルスを交絡因子として考慮していないものであるから、同研究結果をもって、C型肝炎への放射線の影響を論じることは不可能である。したがって、ワン論文から、被曝線量と慢性肝炎等の発症率との間に疫学的に有意な関係があるということはできないし、放射線被曝が慢性肝炎ないし肝硬変の発症に影響を与えているとすることもできない。なお、原判決は、甲114及び119の研究を根拠に、ワン論文が交絡因子としてのアルコール摂取について検討していないとしても、慢性肝疾患と放射線との疫学的因果関係を肯定することに問題はないとするが、いずれの研究も、慢性肝炎及び肝硬変について個別に検討したものではなく、消化器疾患という大きなカテゴリーで研究しており、これらの研究結果を直ちに肝機能障害に当てはめることはできないなどの問題があり、これらの研究によって、交絡因子の影響が

交話果を直ちに肝機能障害に当てはめることはできないなどの問題があり、これらの研究によって、交絡因子の影響が否定されたとはいえない。

b 原判決は、トンプソン論文(甲75)において、肝臓がんの発症と放射線の被曝線量との間に有意な関係が認められたことを論拠の一つに挙げているようである。しかし、肝臓がんと慢性肝疾患及び肝硬変とは、発症の機序が異なり、肝臓がんにおいてその発症と被曝線量との間に有意な関係が認められたからといって、これが慢性肝疾患及び肝硬変に当てはまるものではない。すなわち、肝臓がんを含む悪性新生物については放射線による遺伝子損傷によって発症する可能性が考えられているのに対し、C型慢性肝炎は、C型肝炎ウイルスの感染により発症するのであって、両者の発症の機序は全く異なり、遺伝子損傷がC型慢性肝炎発症に影響を及ぼすという科学的知見は存在しないのであるから、肝臓がんの発症と放射線の被曝線量との間に有意な関連性を認める根拠とはなり得ない。

c 以上のとおり、原判決が依拠するワン論文及びトンプソン論文は、いずれも被曝線量とC型慢性肝炎との関連性を認める根拠とはなり得ない。

ウ 放射線被曝がC型慢性肝炎の発症・進行に影響を与えるか否かは明らかでないこと
a 原判決は、藤原論文(甲74)の内容を紹介した上、「HCV感染と被曝線量との間に有意な関係を認めることはできなかったものの、HCV抗体陰性の被爆者よりも陽性の被爆者において放射線量に伴い大きく増加することがうかがわれ、放射線被曝がC型慢性肝炎に関連した慢性肝疾患の発症や進行を促進した可能性が指摘されるに至っている」とし、これを根拠に「放射線がHCV感染者における慢性肝疾患の発症や進行を促進した可能性が指摘されるに至っている」とし、これを根拠に「放射線がHCV感染者における慢性肝疾患の発症や進行を促進した可能性が指摘されるに至っている」とし、これを根拠に「放射線がHCV感染者における慢性肝疾患の発症や進行を促進した可能性が指摘されるに至っている」とし、これを根拠に「放射線がHCV感染者における慢性肝疾患の発症や進行を促進した可能性が指摘されるに至っている」と

b しかし,藤原論文を詳細に検討すれば,同論文から「放射線がHCV感染者における慢性肝疾患の発症に影響を与える相当程度の可能性がある」などと導くことは到底できないのであり,原判決は,明らかに藤原論文の評価を誤 っている

っている。 原判決は、まず、HCV抗体陽性者において放射線量の増加に伴って慢性肝疾患の有病率が増加したと認定しているが、これは甲74の図2のグラフが一見右上がりに見えることに起因する誤解である。甲74の表6の高抗体価群及び低抗体価群の数値から推測すると、そのP値(統計学上、当該事実を否定する偶然性の入る可能性を否定する値)が0.05(5%)を下回ることはあり得ないし、0.57、0.55という数値から大きく下がることも考え難い。これらによれば、P値はいずれも0.05を大きく上回っており、到底有意な結果であるとはいえない。特に、高抗体価と低抗体価に分けた場合、帰無仮説(両集団に差がないとする仮定)が正しかったとしても線量反応関係が現れてしまう可能性、すなわち線量反応関係が偶然によるものであった可能性の方が、実際に線量反応関係が存在する可能性より高いという結果になっており、HCV抗体陽性群全体でみた場合でも、これに近い結果になっている。また、95%信頼区間(信頼区間とは、ある確率で真の値が存在する区間であり、95%信頼区間とは、95%の確率で真実が存在する幅を意味する。)の下限は0を大きく下回っており、線量反応関係がない可能性や、仮に線量反応関係が存在するとしても、被曝線量の増加に伴って有病率が小さ

くなる関係にある可能性(傾きがマイナスになり,直線が右下がりになる可能性)も十分あり得るという結果になって いる。

をかに異なるものである。 したがって、トロトラスト被注入者の肝障害は慢性肝炎ではないのであって、これを根拠に、放射線がHCV感染から慢性肝炎を発症させる持続的な因子になり得るとするのは明らかに飛躍がある。 d 以上のとおり、放射線やラジカルによる遺伝子損傷の結果として、放射線被曝から長期間経過後に慢性肝炎を発症するという科学的・医学的根拠はなく、また、内部被曝による長期的な健康被害について科学的根拠は存しないまである。 いものである。

オ 放射線被曝による免疫能力の低下がC型慢性肝炎を発症、促進させたとした誤り a 原判決は、様々な理由を羅列して、被爆による免疫能力の低下がC型慢性肝炎を発症、促進させたものと 推測することの合理性を否定することはできないとしているが、かかる原判決の判断は、およそ非科学的な素人判断で

推測することの音理性を否定することはできないとしているが、かかる原刊決の判断は、およて非科学的な素人判断である。
b 放射線被曝は免疫機能を抑制するが、これは免疫の一次応答や二次応答に深く関わる白血球の一種であるリンパ球の放射線感受性が高く、放射線によって障害されやすいことによる。放射線被曝によりリンパ球が障害された場合、血液中のリンパ球は一時的には減少するが、造血機能を有する骨髄が非可逆的に障害されない限り、骨髄で生産された正常な細胞が補充され、リンパ球数は回復し、免疫機能も回復する。50ないし150ラド(センチグレイ)の被曝では、通常、被曝後数日から数週間の間に末梢血中のリンパ球数は減少しめ、数か月のうちに正常値に回復する。温常、好中球はリンパ球より数日から数週間遅れた動態をとることが多い。被控訴人の血球数のデータによれば、昭和20年9月20日には白血球数は減少していたが、その後、同年10月9日には、白血球数は7200と回復しており、これは、骨髄機能が回復してきていることを示している。好中球割合が18%と低いが、これは好中球がリンパ球より数日から数週間遅れた動態をとるためと考えられ、リンパ球数が回復していることからすれば、骨髄が白血球等の生産を開始し、免疫能が回復していることはより、ルンパ球り回復していることからすれば、特性能能で書で入院する前の平成4年においては、白血球数7500、リンパ球19.5%と正常値を示したおり、非可逆的、継続的な骨髄障害は全く認められない。また、被控訴人には、仮に免疫機能が低下していれば罹患するような疾病に罹患した病歴も認められない。また、被控訴人には、仮に免疫機能が低下していれば罹患するような疾病に罹患人の推摩を受けたとは考え難く、これは被控訴人の血球数に関する上記経過とも符合する。なお、被爆者について、エリンパ球の免疫応答能が低下しているとの報告は存在するものの、その低下は十数%程度有意差が認められたとする研究報告は、B型肝炎ウイルスについて若干の報告例があるほかは存在しない。むしろ、藤原意差が認められたとする研究報告は、B型肝炎ウイルスについて若干の報告例があるほかは存在しない。むしろ、藤原意文によれば、抗HCV抗体陽性率及び抗HCV高抗体価は、被爆者について、感染症罹患率と放射線被曝との間に原原論文によれば、抗HCV抗体陽性率及び抗HCV高抗体価は、被爆者にしなて有意に少なかったとされており、このことは、被爆者について、C型慢性肝炎を発症、促進するような免疫能力の低下が認められるとする科学的知見ででジ(3)

は存しない。この点からも、被爆による免疫能力の低下がHCV感染やC型慢性肝炎発症を促進したことは否定される。

は特しない。この点がらも、被操作はる光技能力の低下がHOV意味でも全度性肝炎光症を促進したことは日足される。 c 以上のとおり、被控訴人については、被爆直後にみられた白血球数の減少はその後速やかに回復しており、免疫機能が回復したことは明らかであって、その後長期間にわたって免疫機能が低下した状態にあったとは考え難く、被爆後30年余りを経て発症した慢性肝炎について、被爆による免疫能力の低下がHCV感染やC型慢性肝炎を発症、促進させたなどということはできない。

非科学的である

ている。

しかし 上記治療指針は、旧原爆医療法11条1項の健康保険の診療方針に関して、 特に留意すべき事項を定めたもので あり、当該疾患の放射線起因性についての判断方針となるものではない上、昭和33年以降積み重ねられてきた科学的知見に基づいて行われる現在の審査に当てはまるものではない。

したがって、原判決が上記治療指針を被控訴人の肝機能障害の放射線起因性判断方法の根拠にしたことは失当であ

被控訴人の慢性肝障害について放射線起因性が認められないこと

はじめに

イ 個別の因果関係の判断について前記(2)に述べた検討を経て、特定の要因と疾病との間に疫学的因果関係が認められたとしても、そのことのみで、個別の因果関係が肯定されるわけではない。疫学的因果関係には強弱があるものであって、当該要因が別の要因に比して相対危険度(相対リスク)が低ければ、個別的因果関係を検討するに当たっては、当該疾病は、当該別の要因に起因するものとの推定が働くことになることにも留意されるべきであり、個別の申請者の申請疾病に係る放射線起因性の判断においては、当該個人の体質や細菌、ウイルス等への感染等、当該疾患を引き起こす他の要因の存在等の事情をも勘案しなければならない。また、その上で、因果関係の存在が高度の蓋然性をもって証明されなければならない。ウ放射線被曝がC型慢性肝炎発症を促すという疫学的知見は存在しないこと。本件において、原判決が挙げるワン論文、藤原論文等からは、被曝線量の増加に伴って慢性肝炎、肝硬変が増加するとの疫学的知見が存在するといえないことは、前記のとおりであり、その他にも放射線被曝がC型慢性肝炎をはじめとする慢性肝炎の発症に影響を与えるとの知見は存在しない。なお、甲120に「放射線により遺伝子変異が起きた肝臓幹細胞に肝炎ウイルスが感染した場合に、キャリアーになりなお、甲120に「放射線により遺伝子変異が起きた肝臓幹細胞に肝炎ウイルスが感染した場合に、キャリアーになりなお、甲120に「放射線により遺伝子変異が起きた肝臓幹細胞に肝炎ウイルスが感染した場合に、キャリアーになりな そのことのみで、個

9の度性肝炎の光症に影音で与えるとの知見は存在しない。 なお、甲120に「放射線により遺伝子変異が起きた肝臓幹細胞に肝炎ウイルスが感染した場合に、キャリアーになりやすいかも知れない」との記載があるが、その前提として、「④HCV抗体高タイター(HCV持続感染)保有者中での慢性肝疾患有病率は線量と共に上昇するが、サンプル数が少なく有意水準には至らない、⑤HCV抗体陽性慢性肝炎の発生率(HCV持続感染者)は、線量に応じて上昇するが、有意水準には至らない」と記述されているとおり、上記記載はHCVについて述べられたものとは考えられない(乙54)。 したがって、本件の被控訴人のC型慢性肝炎が原爆放射線に起因するものであると判断する根拠は何ら存在しないと

いうべきである。 エ 被爆がなかったとしてもC型慢性肝炎を発症したと考えられること

HCV感染者は、持続感染により慢性肝炎を発症する場合が多く、HCV感染者の70ないし80%がC型慢性肝炎

を発症する。 被控訴人のC型慢性肝炎について放射線起因性があることを認めるためには、被控訴人が被爆者でなければ、現在の 肝機能障害を発症させることはなかったことが立証されなければならない。しかし、本件について、この点は立証され ていない。

b ワン論文(甲71)によれば、被曝線量の増加に伴う慢性肝疾患の増加率はわずかである(1グレイ当たりの相対リスクは1.14)。これによれば、1.3グレイ(130ラド)被爆した者の慢性肝疾患及び肝硬変に関する相対的危険度は、1.18であり、極めて低い。したがって、放射線が仮に影響を与えたとしても、その影響は、そもそもHCV感染による慢性肝炎の発症の可能性に比べれば、極めないまい。

慢性肝炎の発症の可能性に比べれば、極めて小さい。 このことは、藤原論文(甲74)でも象徴的に現れている。被曝線量が0の場合に、HCV抗体陽性群の慢性肝炎等の相対 リスクは、(陰性群を1とすると) 13.24であった。すなわち、仮に、放射線がC型慢性肝炎発症に影響を与えていたと しても、過剰相対リスクで考えた場合、HCV感染は、放射線の何十倍もの影響を与えているといえるのである。 c したがって、仮に、放射線被曝がC型慢性肝炎に影響を与える可能性が存在するとしても、被控訴人は、 被爆していなかったとしてもC型慢性肝炎を発症した可能性が極めて高いといえるのであって、「特定の事実が特定の 結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性」が存在するとは到底認められず、放射線起因性を肯定することは

できない。 オ 被控訴人のC型慢性肝炎が内部被曝によるものではないこと。 被控訴人が摂取した水による内部被曝線量は、最大で見積もっても自然放射線による被曝線量の1万分の1以下であって、極めて微量である。また、放射線核種の生物学的半減期を考慮すれば、被爆から10年後に肝臓にはほとんど残存し

ていないものと考えられる。 したがって、これによって何らかの健康被害が発生することは到底考えられないのであって、内部被曝の効果が長期的な健康影響を引き起こすとする見解もあるとして、原爆放射線がHCV感染から慢性肝炎を発症させる持続的な因子になり得るとした原料炎の判断は非科学的なものである。

被控訴人の当審における主張

控訴人の姿勢について

(1) 控訴人の姿勢について 控訴人は、原爆と法(原爆医療法及び被爆者特措法)を一体化した被爆者援護法の趣旨・目的を限定的に解しているが、これは、同法の趣旨や目的に反した非人道的でかつ狭隘なものである。そして、この考え方が控訴人の被爆者救済を排除する冷たい被爆者行政の基本となっている。 また、控訴人は、被爆者救済を排除する行政を正当化しようとして、「放射線起因性の判断について、医学的・科学的に解明されていることを前提に、未解明の部分について素人的あるいは被爆者を保護すべきであるといった価値判断を入れてはならない」という、頑なな態度に固執している。この被爆者救済に背を向けた頑なな姿勢が上記の法の目的や立法趣旨に反することは明らかである。いまだに十分な科学的・医学的解明がなされていないことを踏まえて被爆者の被爆の状況、被爆後の身体状況、その後の身体状況、健康診断や検診等の状況などを総合的に考慮すべきであるとの原審の理解は、これまでの判例や立法趣旨にも合致し、極めて的確である。

(2) 控訴人の主張の誤り、ア 控訴人の主張の根本的な誤りは、原爆放射線の人体に対する影響に関する科学的な未解明性を無視していることである。さらに、控訴人の主張の問題点を指摘すると、控訴人は、これまでに解明されている疫学、臨床医学、病理学、放射線学等の知見を細かく分断し、判断しようとしている点にある。加えて、控訴人の主張の問題点は、放射線の肝機能障害への影響は確定的影響であるという考え方に依然として固執しつつ、肝臓の免疫に関する研究成果も含めて、放射線の肝機能障害への影響に関するこれまでの研究成果を、これまた分断的にとらえ、一連の研究成果を連続的、総合的にとらえないという重大な欠陥がある。イ 控訴人の各論点に関する反論も、全く科学的な根拠を持たないものである。まず、疫学に関する主張は、他の同一論点を含む訴訟における控訴人の主張と相矛盾しているばかりでなく、疫学の基本的な考え方とも矛盾する。そして、とりわけ問題となるのは、疫学の被爆者調査への適応において、その本質的限界を一切考慮の外に置くという極めて非現実的な主張を展開している点である。ウ 控訴人のワン論文、トンプソン論文、藤原論文、藤原論文後の研究成果に関する批判は、放射線と肝機能障害についての長期間にわたって行われてきたこれらの論文相互の関係を全く無視するものとなっており、また、その批判内容も、全く科学的なものではない。エ さらに、控訴人の放射線の免疫に対する影響に関する主張も、被爆直後の現実の実体に合わないばかりでなく、放射線影響研究所等のこの点に関する研究成果とも矛盾する内容となるなど、全く信用するに値しない。 (3) 被控訴人の主張のまとめ (2) 控訴人の主張の誤り ア 控訴人の主張の根々

被控訴人の主張のまとめ

(3) 検控訴人の主張のまとめ 被控訴人の原爆放射線と肝機能障害に関する考えをまとめると、以下のとおりである。 ア 1950年代から、多くの臨床研究で原爆放射線の肝機能障害への影響が指摘されていたこと。 イ 慢性肝機能障害に関する疫学的知見は、以下のとおりである。 a 死亡例、つまり寿命調査を中心に疫学が行われていたために数字上明確には現れなかったこと。 b エンドポイント(帰結点)としての肝臓がんによる死亡が発がん期間との関係で徐々に明らかになったこ

ること。 エ C型肝炎との関係については、B型肝炎における疫学的立証との関係を比較すれば、むしろ影響があると考えた方が合理的であり、これを否定する状況はないこと。 以上、要するに、原爆放射線が全体的に人体の抵抗力の低下をもたらし、その結果、発病を促進したと考えるのが合理的である。控訴人の主張する科学的知見のみによって原爆症の認定をするのは、現在の原爆放射線の知見の到達水準からいって誤りであり、したがって、原判決の判示する被爆時の状況、被爆後の行動、その後の健康状態といった被控訴人の状況と科学的知見とを必须となるとなる。

(4) 急性障害の評価について

(4) 記性障害の評価について ア 控訴人は、急性障害の存在をもって、後障害である肝機能障害と放射線を関係づけることはできないとか、 厚生省公衆衛生局長通知「原子爆弾後障害症治療指針について」(昭和33年8月13日衛発第726号)による「原子爆弾後 障害症治療指針」(「33年治療指針」ともいう。甲15, 乙26)は、現在の審査に当てはまらないと批判するが、控訴人の 批判こそが科学的根拠を欠くものである。 イ 原判決も認定しているとおり、急性障害の存在、とりわけ被控訴人のように重篤な急性障害が発生したとい う事実は、被爆時点で、身体に原爆放射線の強い影響を受けたことを裏付けるものである。そして、被爆時点で身体に 放射線の強い影響を受けたことは、その後被控訴人に現れる健康被害に放射線の影響があることを推定させるものであ

で記録しば、急性障害と後障害は「発生に至る機序や態様が全く異なるものである」と述べ、あたかも原爆放射線によって発生する急性症状や後障害の機序・態様がすべて解明されているかのような主張をしているが、これらの点はいまだ解明されていない。むしろ、受けた被爆線量や発生した急性症状の重篤性に応じて、健康被害が多発している事実からなれば、身体に原爆放射線の強い影響を受けたことは、後障害の発生に影響を与えたと考える方が健全な社会常識や

らすれは、牙体に原爆放射線の強い影音を支けたことは、後降音の光工に影音ですんたとある。2000年である。 経験則に適合したものというべきである。 ウ 33年治療指針は、「原子爆弾被爆者健康診断実施要領」(甲15)が述べるように、「放射線による障害の有無を決定する」に当たり、「当時受けた放射線の多寡を推定」し、「被爆後における急性症状の有無及びその程度等」から決定せざるを得ないことを前提として、後障害の成因が未解明であることから、「原子爆弾被爆者に関しては、いかなる疾患又は疾病についても一応被爆との関係を考え、その経過及び予防について特別の配慮をはからなければなら

ない」としたものである。それから半世紀近くが経過したが、依然として、原爆放射線の影響や後障害の成因については未解明であり、この指針の前提が根底から覆ったわけではない。現に上記の原子爆弾被爆者健康診断実施要領も、33年治療指針も、厚生労働省の発行する「原爆被爆者関係法令通知集」に掲載されており、いまだ廃止されていない。厚 生労働省の公式見解を、原判決が認定の根拠に使用するのは当然である。 当裁判所の判断

当裁判所も、被控訴人の請求は理由があるものと判断する。その理由は、以下に述べるほか、原判決の事実及び理由の第3 (90頁以下)記載のとおりであるから、これを引用する。 1 被控訴人の被保に関する事実

(1) 被控訴人の被爆状況

(1) 按注訴入の依塚へ次 原判決事実及び理由欄第2の2の「前提となる事実」(9頁以下)及び証拠(甲1,3ないし5,8,31,78,93,乙1,19,証人Q4,被控訴人本人。以下,人証はすべて原審で取り調べたものである。)によれば、被控訴人の被爆状況及び被爆直後の状況について、次の事実を認めることができる。 ア 被控訴人は、昭和〇年〇月〇日に出生し、長崎市に原子爆弾が投下された昭和20年8月9日当時〇歳であり、長崎県立長崎工業学校(定時制)〇年生に在学していたが、学徒動員により、昼間は爆心地から約1.3km北方の地点に所在するα工場内の組立工場(鉄骨とスレートの構造)で魚雷の部品の製造に従事していた。 イ 被控訴人は、昭和20年8月9日朝、長崎市βの自宅を出て、午前8時ころα工場に到着したが、間もなく空襲警戒警報が出されたため、同工場の付訴の山林の中にある防空境に避難した。その後、上記警報が解除されたことが、

戒警報が出されたため、同工場の付近の山林の中にある防空壕に避難した。その後、上記警報が解除されたことから、被控訴人はlpha工場に戻った。

被控訴人は $\alpha$ 工場に戻った。 そして、被控訴人が組立工場内の南西の角付近にある休憩用の長いすに腰掛けて、4, 5人で話をしていたところ、同日午前11時2分に長崎市上空で原子爆弾が爆発した。その際、被控訴人は、上半身裸で肩から手拭いを掛けており、被控訴人の体が納まるほどの大きさの2つのガラス窓を背にして、爆心地の方向に背を向ける形で腰掛けていた。なお、当時、ガラス窓が開いていたか否かは不明であるが、季節的にみて、開いていた可能性が高い。 ウ 被控訴人は、原子爆弾が爆発した瞬間、突然ガスの光が一面に拡がったような青い光を見たが、やがて気を失った。そして、気がついた時には、瓦礫の下で、体の左側を下にして左足を折り曲げるような形で倒れていたが、瓦礫の間に隙間があったため、そこからはい出ることができた。被控訴人は、後頭部や背中一面にガラス片等による傷を負い、左耳たぶが切れて、左腕の肘から下にひどい火傷を負っていた。なお、 $\alpha$ 工場は、原子爆弾の爆発により完全に なが使きない 端形まない状態になった

良い、左耳にふか切れて、左腕の肘から下にひとい火傷を負っていた。なお、α工場は、原子爆弾の爆発により完全に破壊され、跡形もない状態になった。
エ 被控訴人は、Q5という下級生が、近くをはうようにして歩いているのに気づき、同人とともに、α工場の裏門付近から長崎本線の線路を渡って、約300m離れた山林に避難した。その後、被控訴人もQ5ものどが乾いたので、一緒に浦上川の支流と思われる川まで下り、被控訴人はそこで水を相当たくさん飲んだ。被控訴人が水を飲んだころには、周囲は既に薄暗くなっていた。
そのころ、被控訴人は、数据列車が動いていることを耳にして、長崎木線の線路まで歩いて行き、昭田寺付近と思わ

一緒に浦上川の支流と思われる川まで下り、被控訴人はそこで水を相当たくさん飲んだ。被控訴人が水を飲んだころには、周囲は既に薄暗くなっていた。そのころ、被控訴人は、救援列車が動いていることを耳にして、長崎本線の線路まで歩いて行き、照円寺付近と思われる地点で列車の到着を待った。夜遅くなってから、ようやく救援列車が来たので、被控訴人はこれに乗車したが、背中が痛かったため、車内でははうようにして寝ていた。被控訴人は、救援列車でア駅に到着し、そこからトラックに乗訴人は、そこでおかゆをもらった。後日の消毒、塗り薬、絆創膏等の応急処置を受けた。同日朝以来何も食べていなかった被控訴人は、そこでおかゆをもらった。オータの後、被控訴人の周囲の患者は、前後左右皆亡くなってしまった。亡くなった患者の多くは、最初は熱が出て、下痢、血便が続き、高熱でうわごとを言うようになってしまった。亡くなった患者の多くは、最初は熱が出て、下痢、血便が続き、高熱でうわごとを言うようになってしまった。から、発熱、下痢、血便が続き、高熱でうわごとを言うようになってしまった。から、発熱、下痢、血便・嘔吐等の諸症状が出始め、昭和20年9月行はころから「原爆症の重症だ」と言われたこともあった。 が連訴人は、入院後20目程度経過したころから、発熱、下痢、血便・嘔吐等の諸症状が出始め、昭和20年9月行はことものの、入院から約2か月後に退院するまでには治らなかった。また、頭部に刺さったガラス片は同病院で除去してもらったが、「原爆症の重症だ」と言われたこともあった。 ガラス片による傷や火傷は、比較的順調に治癒する方向に推移したものの、入院から約2か月後に退院するまでには治らなかった。また。 東部に刺さったガラス片は同病院で除去してもらったが、清中にはガラス片によるものと思われる痛みが感じられたものの、同病院のレントゲン検査ではガラストを発見することができない状況にあった。 また、背中の傷は入院中に完治せず、退院後約2か月ほど、背中を下にして寝ることはできなかった。被控訴人は、同病院委員会(以下「ABCC」という。)から被控訴人に対して問い合わせがあり、その調査を継続的に受けてきた。 (2) 被控訴人の被爆直後の症状に関する日米合同調査委員会等の調査結果に、次のとおり記録されていることが認められる。ア 発熱

発熱

被控訴人の発熱について,1953調査票(昭和28年)には,「1945・9・20」「中程度」「10日」と記載され,1954調査 (昭和29年)には,発熱の程度として「+++」と記載されており,1956調査票(昭和31年)にも1953調査票(昭和 28年) と同じ記載がある。

被控訴人の脱毛について,日米合同調査委員会の調査に係る1945調査票(昭和20年)には,放射線の効果として,昭和20年10月8日まで頭部脱毛があり,脱毛は続いていると明記されており,1953調査票(昭和28年)には,「1/4,約2ヶ月間」と同じ記載がある。

ヶ月間」と記載され、1956調査票(昭和31年)にも1953調査票(昭和28年)と同じ記載がある。
ウ 血性の下痢、血便及び嘔吐
被控訴人の下痢について、1945調査票(昭和20年)には、放射線の効果として、「9月3日から5日、水様血性下痢」と明記され、その後、9月1日からと訂正されている。1953調査票(昭和28年)には、「非血便性の下痢」「軽度」「3日」及び「血便性の下痢」「中程度」「7日」と記載され、1954調査票(昭和29年)には、下痢の回数として「+」、血便の程度として「+++」と記載されており、1956調査票(昭和31年)にも1953調査票(昭和28年)と同じ記載がある。
被控訴人の吐き気及び嘔吐については、1945調査票(昭和20年)にはマイナスの記載があるが、1953調査票(昭和28年)では訂正され、「1945・9・20」「中程度」「5日」と記載されており、1954調査票(昭和29年)には嘔吐の回数として「+++」と記載され、1956調査票(昭和31年)にも1953調査票(昭和28年)と同じ記載がある。 [9月3日から5日, 水様血性下痢」と 血便の

血液異常

1945調査票(昭和20年)によれば,1945(昭和20)年9月20日の血液検査の結果,被控訴人の白血球数は2100であり, -般の正常値4000ないし1万を大きく下回るのみならず,同時期の被爆者の平均値3340ないし4490をも下回っており,白

血球減少症を呈している。 また、1945調査票(昭和20年)によれば、同年10月9日の血液検査の結果、被控訴人の白血球数は7200と回復している 白血球のうち免疫を司る好中球の割合が合計18%と極めて低く、造血が抑制された状態となっていたことが明らか になっている。

食欲不振、倦怠感等の体調不良

1945調査票(昭和20年)には、放射線の効果として、「食思不振」の記載があり、1953調査票(昭和28年)には、この点について、「1945・9・20」「中程度」「9日」と具体的に記載されており、1954調査票(昭和29年)には食欲不振の程度として「+++」と記載され、1956調査票(昭和31年)にも1953調査票(昭和28年)と同じ記載がある。また、1953調査票(昭和28年)には、被控訴人の倦怠感について、「1945・9・20」「中程度」「10日」と記載されて

また、1953調食票(昭和28年)には、被控訴人の倦怠感について、「1945・9・20」「中程度」「10日」と記載されている。
(3) 被控訴人のその後の生活歴、現在の症状等
前記「前提となる事実」及び証拠(甲93、乙1、40の1ないし4、被控訴人本人)によれば、被控訴人のその後の生活
歴、現在の症状等について、次の事実を認めることができる。
ア 被控訴人は、6 病院を退院後、約2年間ほど体調不振が続いて就労できなかったが、その後、昭和22、3年ころ
(〇、〇歳ころ)から長崎市内の叔父の新聞販売店で働くようになった。
さらに、その後の昭和34年(〇歳くらい)に、当時両親が相次いで死亡したこともあって、上京し、東京で鉄工会社、倉庫会社等に勤務した。その間、特に病気やけがをしたことはなく、輪血を受けるような手術をしたこともなかった。また、飲酒をした場合でも、せいぜい2、3合であり、深酒はあまりしたことがなかった(なお、被控訴人は、昭和47年(〇歳くらい)には、被爆時に身体に刺さって入り込んだガラス片が、背中から右わきの下を回って、ようやく出てきたことがあった。また、被控訴人は、昭和47年ないし昭和49年ころ(〇歳ないし〇歳のころ)帰郷した際、被爆者健康手帳の存在を知って、その交付を受けた。
イ 被控訴人は、昭和56年ないし昭和59年ころ(〇歳ないし〇歳のころ),被爆者検診において、肝臓について精密検査を要するとの指示を受けたが、自覚症状がない上に、仕事のために休みが取れないことから、精密検査を受けなかった。また、そのころ、社団法人日本被団協原爆被爆者中央相談所の理事長であるQ2医師に相談をした際にも、肝機能の精密検査を受けることを勧められたが、たれを受けなかった。
を検査を受けることを勧められたが、たれを受けなかった。
を検査を受けることを勧められたが、たれを受けなかった。
を病院で診察を受けたところ、肝機能障害との診断を受け、平成4年(〇歳のころ)に、これらの症状が急に悪化したことから、を病院で診察を受けたところ、肝機能障害との診断を受け、平成4年9月16日から同年10月22日まで同病院に入院した。また、働ける状況になかったことから、動務先の運送会社を退職した。

78.00 たとなれてといって、 その後、被控訴人は、 $\epsilon$ 病院に通院しながら、食事療法、静脈注射等による治療を受けてきた。 ウ  $\epsilon$ における検査結果等は、次のとおりである。 a における検査の結果( $\mathbb{Z}_{4}$ 003)

また、その他の点 (平成)4年9月 68 45 GOT 68 32 LCG 15.5% GPT 52 43 Alp 456 365 421 TTT 6.0 19.6

 $\epsilon$ 病院のQ6医師による平成6年1月7日作成の意見書(Z40の1)には、次のとおり記載されている。

〔被控訴人の疾病の名称〕

〔現症所見〕

〔医師の意見〕

また、Q6医師による平成6年8月20日付け診断書(乙40の4)には、次のとおり記載されている。 【病名】 肝障害

[病名] 肝障害
「前回申請時にはC型肝炎抗体検査が未実施でした。第2世代HCV抗体は陽性でした。従いまして、肝障害の原因として、C型肝炎ウイルスの関与も否定し得ません。しかし、被爆による肝への障害も否定できないものと考えます。」エなお、被控訴人は、兄妹はおらず、家族は両親のみであったが、祖父母を含め家族に肝臓病を患ったものがいるとの記憶はない。また、前記のとおり、これまで輸血を受けたことはない。オ被控訴人の本件認定申請時における疾病名は、肝機能障害ないし肝障害であったが、本件処分(平成7年11月9日)後の平成16年9月10日付けの診断書(甲131)では、肝がん、C型肝硬変とされている。なお、被控訴人は、肝機能障害のほか、肺がんも発症し、平成13年2月に肺がんを認定疾病として、控訴人から原爆症 おお、被控訴人は、肝機能障害のほか、肺がんも発症し、平成13年2月に肺がんを認定疾病として、控訴人から原爆症 記を受けた。

2 原子爆弾による被害、放射線が人体に及ぼす影響、原子爆弾による被爆線量の評価、肝機能障害に関する知見これらについては、原判決事実及び理由の第3の2ないし5(96頁以下)記載のとおりであるから、これを引用す(なお、原判決109頁19行目に「中性子線が99ラド」とあるのを「ガンマ線が99ラド」と改める。)。 【C型慢性形炎等について】

なお、C型慢性肝炎及びC型肝炎ウイルスの肝疾患に占める比重についての概要は、次のとおりである(原判決11 4頁以下)。

(1) 肝機能障害を起こす因子には,肝炎ウイルス等による感染,アルコール,薬物,自己免疫,脂肪肝,先天性代 謝異常等がある。

で型慢性肝炎は、HCV(C型肝炎ウイルス)の持続感染の結果惹起される病態である。HCVの感染者は持続感染により慢性肝炎に至る場合が多く、感染者の70ないし80%がC型慢性肝炎に至るとする見解がある(証人Q722、46項)。 C型慢性肝炎は、主として輸血、血液製剤、針治療、注射等の医療行為、刺青等によって感染し得ると考えられてい

る。

C型慢性肝炎では, 自覚症状が認められない場合が多く、患者の45%が自覚症状を認めなかったとする調査結果もあ

○王区正川及こは、ロ見近れが記述っれない物ロルタト、 忠国の45%が自見近れを認めなかったとする調査結果もある。自覚症状としては、全身倦怠感、易疲労感、食思不振、悪心、嘔吐等が認められる。 ○型肝炎による肝障害の発生機序についても、B型肝炎の場合と同様、ウイルス自体が肝細胞障害を起こすのではなく、ウイルス感染した肝細胞を認識したリンパ球が肝細胞を攻撃して肝細胞障害を起こすなど、主として免疫学的機序が肝細胞障害に重要な役割を果たすものとされてある。

C型慢性肝炎は、多くの場合、長年の間に徐々に進行し、40%の症例がHCVの初感染から15ないし20年で肝硬変に進展

25%の症例がHCVの初感染から20ないし30年で肝細胞がんを合併するという見解や、HCVの感染から30ないし40年で し、25%の近例がHCVの初窓業から20ないし30年で肝細胞がんを合併するという見解や、HCVの窓業から30ないし40年で肝硬変へ進むとする見解がある。このように、HCV感染からC型慢性肝炎、肝硬変、肝細胞がんへと進展するまでの期間が非常に長いことが、C型肝炎の特徴の一つである。
(2) 我が国では、ウイルス性慢性肝炎の中でB型の割合が約25ないし30%、C型の割合が約70ないし75%であるとする見解や、慢性肝炎の中でB型の割合が34・4%、C型の割合が64・5%とするデータがある。
さらに、我が国の肝がんの半数以上がHCVに由来するという見解があるほか、Q7教授は、肝細胞がんの70%がHCVに陽性、19・5%がHBVに陽性、4・7%がHBV及びHCVに陽性であるとしており、我が国の肝細胞がんの約78%がHCV感染が原

因であるとする報告もある。 3 放射線が肝臓に及ぼす影響

用する。 (2)

放射線と肝疾患の関連性に関する疫学的研究

各項末尾に掲記した証拠によれば、放射線が肝臓に及ぼす影響について、次の事実を認めることができる。

ABCCによる後障害の調査

原子爆弾の後障害に関する調査プログラムには、原爆傷害調査委員会(ABCC)及びその後身に当たる放影研による調 査のほか,広島大学原爆放射能医学研究所による調査や,広島原爆障害対策協議会健康管理センターによる調査があ

。 ABCCは、1947(昭和22)年、米国原子力委員会の資金によって米国学士院が設立した委員会であり、1948(昭和23)年に我が国の厚生省国立予防衛生研究所が参加し、以来、共同して被爆者の広範な健康調査を行ってきた。その後、日米共同による調査研究を更に長期にわたって続行するため、1975(昭和50)年、ABCCは財団法人である放影研に再編成された。放影研の運営経費、日米両国政府が同額を負担し、日米の専門評議員で構成される専門評議員会の勧告を得る第25元 て調査研究活動を行っている

て調査研究活動を行っている。
ABCCは、1947(昭和22)年から調査プログラムの実施を開始し、1950(昭和25)年の国勢調査付帯調査により把握された被爆者に基づいて固定集団(寿命調査集団)を設定し、同年から寿命調査(LSS)を開始した。寿命調査集団は、当初は9万9393人であったが、その後拡大し、1999(平成11)年には12万0321人となっている。また、ABCCは、寿命調査集団の中から、2年に1度の健康診断を通じて疾病の発生率と健康上の情報を収集することを目的とした成人健康調査集団を設定し、1958(昭和33)年から成人健康調査(AHS)を行っている。この調査によって、すべての疾患と生理的疾病を診断し、がんやその他の疾患の発生と被曝線量との関係を研究して、寿命調査集団の死亡率やがんの発生率についての追跡調査では得られない臨床上又は疫学上の情報を入手することが可能となり、がんや心筋梗塞・子宮筋腫等の非がん疾患の発生について、被曝線量との有情報を入手することが可能となり、がんや心筋梗害の非がん疾患の発生について、被曝除上との有意な関係が認められてきている。成人健康調査集団設定後40年を経た1999(平成11)年においても5000人以上が生存しており、うち70%以上の構成員が成人健康調査プログラムに参加している。 プログラムに参加している。

なお、ABCCによって開始されたこれらの調査は、放影研に受け継がれ、現在も実施されている。

(甲26, 70, 71, 102, 116, 乙24, 証人Q8)

でお、ABCOによって開始されたこれらの調査は、放影研に受け継がれ、現在も実施されている。 (甲26、70、71、102、116、乙24、証人Q8) は 放射線と肝臓がんの関係については、1992(平成4)年に発表されたD・トンプソンほか「原爆被爆者における癌発生率。 第2部・元実性腫瘍、1958-1987年」(甲75。トンプソン論文。以下「原爆被爆者における癌発生率。 第2部・元実性腫瘍、1958-1987年」(甲75。トンプソン論文。以下「原爆被爆者における癌発生率。 きもいう。)により、寿命調査集団において診断された肝臓がんについて、1シーベルト(放射線の生体への影響を表すための等価線量の単位)当たりの推定過剰相対リスク(ERR1SV)は0.49、95%信頼区間は(0.16:0.92)とされ、線形線量反応が認められたことから、放射線に関連した肝臓がんの過剰リスクがはじめて立証され、肝臓がんと放射線には有意な関係があることが判明した。トンプソン論文には、「これまでの調査は、16γ以上に被曝した者ではB型肝炎ウイルス抗原を持つ者が多くなっていることを示している。肝炎ウイルスが肝臓がん発達において果たす重要な役割を考えるとこのことは特に興味深い。現在行われている肝臓がん罹患率の組織学的研究は、低LET放射線と原発肝臓がんとの関連の理解を一層深めるかもしれない。」と記載されている。 また、がんは、一般に細胞中のがん遺伝子の活性化、がん抑制遺伝子の不活化、DNA修復遺伝子の不活化等を通じて起きると考えのQ9らは、「原爆被爆者肝癌における癌抑制遺伝子を欠失、再配列させたりする作用が強いと考えられているととる人のQ9らは、「原爆被爆者肝症における癌抑制遺伝子を欠失、再配列させたりする作用が強いと考えられているときると考えられており、放射線は発色体を切断したり,遺伝子を欠失、再配列させたりずの作用が強いと対の生産。 など、ラスのQ9らは、「原爆被爆者における活抑制造伝子の活性化、がん抑制遺伝子のののののの関係を実施を持ていることを確認し(P=0.03)、これによって、原爆放射線が遺伝子変化を通じて肝が分発生に影響していることがはじめて立証された。なお、「放影研ニューズレターVol.20No.6」(甲27)には、承認された研究計画書として「原爆被爆者には日の肝細胞癌の分子生物学的解析」が掲視察されている。上途を確認し(P=0.03)、これによって、原爆放射線が遺伝子変化を通じて肝が分発生に影響していることが観察されている。これによって、原爆を生に表に下の機能である。人か上肝癌の分子生物学的解析」が掲録察されている。その機構についてはまだ詳細に検討されておらず、肝癌発生過程に対するとの関係性関係をといているとを確認をとの間には相関があり、また電離放射線が、癌抑制遺伝子の機能要失に十分な欠失型突然変異を起これている。その機構についてもまだ詳細に検討されておらず、肝癌発生に関するいての問題を明らかにするであるう。」と記載されている。

がん以外の肝疾患と放射線の関係に関する研究及び知見

ワン論文以前の研究

a ワン論文以前の研究 原子爆弾の被爆直後には、何らかの肝障害が被爆者の中にみられたことは、多くの臨床家によって報告されており、その後も被爆者における肝障害の頻度は高く、重要な医学的問題の一つとされてきた。 後障害としての肝機能障害については、昭和34年に原爆後障害研究会の第1回シンポジウムにおいて、肝機能障害の比率は被爆者、非被爆者に差がなく、原爆に起因すると思われる肝機能障害は認めないとする報告があったものの、Q10らによる原爆病院入院患者調査では、肝疾患が第2位の頻度を占めており、大きな医学的問題とされていた。その後も、昭和37年のQ11らによる広島市の原爆医療認定申請書を用いた統計調査でも、被爆者の肝疾患の頻度が国民健康調査と比べて3倍近く高率であり、近距離被爆者で特に高い傾向が認められ、Q12らはABCCの寿命調査対象集団の143例の肝硬変剖検例で電離放射線と肝硬変の間に有らの関係を認め、Q13は、原爆病院の外来患者の肝疾患の病の関係を示唆する報告や研究が続いた。また、原爆放射線の人体影響1992(甲17、乙15)には、成人健康調査集団の1グレイ以上の高線量被曝群とその対照群を比較したHBs抗原及び抗体の測定の結果、HBs抗原の陽性率が1グレイ以上の高線量被曝群の方が対照群よりも有意に高かったとする研究結果があり、高線量被曝群での免疫能の低下を示唆するものではないかと考えられる旨記載されてい

ワン論文

1993 (平成5) 年に公表された論文「原爆被爆者における癌以外の疾患発生率:1958-1986」(ワン論文。甲26,71)は、1958 (昭和33) 年から1986 (昭和61) 年までの成人健康調査に基づいて、放射線と肝機能障害を含む非がん疾患との関連性を検討したものであり、子宮筋腫、慢性肝炎、肝硬変及び甲状腺疾患について、放射線との関係で統計的に有意な過剰リスクが認められるとしている。ワン論文によれば、臓器線量と慢性肝疾患及び肝硬変の有意差を示すP値は、0.006であり、ワン論文は、放射線と肝硬変及び肝機能障害の間に有意な関係があることを初めて論文で公式に認め たものとされている。 そして, ワン論文は

最近の寿命調査報告において、肝臓がんの発生率に線量反応関係が認められ、寿命調査に

そして、ワン論文は、最近の寿命調査報告において、肝臓がんの発生率に線量反応関係が認められ、寿命調査におけるがん以外の死亡率に関する最近の調査も、肝硬変による死亡率が高線量群で増加していることを示しており、動物実験も肝機能障害が放射線被曝により誘発されることを示しているとした上で、「最新の証拠は、現在得ている結果を被曝の直接的影響によって説明できるかもしれないことを示唆している。」と述べている。これに対し、Q7教授は、Q7意見書②(Z44)において、ワン論文について、慢性肝炎及び肝硬変の主要原因の一つであるアルコール摂取の影響や、栄養状態の影響について検討しておらず、放射線の影響の有無を確認するために必要な放射線以外の肝障害因子に関する補正が十分行われていないと指摘しているところ、ワン論文も、この点を認め、「アルコール摂取に関する情報などAHS(成人健康調査)対象者の栄養状態に関する情報は、放射線被曝と慢性肝炎および肝硬変発生との関連におけるアルコール摂取の相互的作用の役割について手がかりを与えてくれるであろう。」としている。もっとも、Q3医師は、Q3意見書③(甲106)において、この問題については、寿命調査集団において飲酒のリスク要因増加が認められなかったとする研究が存在することなどに照らして、問題は解消されているとしている。(甲26 71、106、114、Z44) (甲26, 71, 106, 114, 乙44)

(甲26, 71, 106, 114, 乙44)

c 藤原論文等
(a) 平成9年3月に公表された調査研究班報告書(乙12)は、我が国において、肝細胞がんの約75%がHCV、約20%がHBVの持続感染に起因する慢性肝障害の終末像といわれていることを背景に、ワン論文において放射線被曝線量と肝硬変及び慢性肝疾患の間に有意な関係が認められたことや、高線量被曝者のHBs抗原陽性率が高いとする研究結果を踏まえて、HCV感染と原爆放射線被曝との関係を明らかにし、被爆者に慢性肝疾患及び肝がんの発生が多いことにHCV感染が寄与しているかについて検討することを目的として行われた調査に係る報告書である。
そして、上記調査においては、輸血歴、肝疾患家族歴等の因子に関する補正を行った結果、成人健康調査集団におけるHCV陽性率と被曝線量との間に有意な関係を認めることができなかったことから、調査研究班報告書は、「今回の調査から、原爆放射線被曝とHCV抗体陽性率は関係がなく、HCV感染では、原爆被爆者に肝癌、肝硬変、慢性肝炎が多いことは説明がつかなかった。今後は、分子疫学的な手法を使って、原爆放射線被曝と慢性肝疾患、肝癌の発生メカニズムの解明が必要であろう。」と結んでいる。

(乙12, 21)

(b) 藤原論文(甲74。Q8外5名によるもの)は、上記調査研究班報告書(乙12)の結果を踏まえて、HCV 抗体陽性の被爆者とHCV抗体陰性の被爆者における慢性肝疾患(主として慢性肝炎又は肝硬変)に対する放射線量反応関

」としている。 (甲74)

なお、藤原論文に係る研究と同一の研究に関するQ8(藤原論文執筆者の1人)の「原爆被爆者におけ る肝障害」(甲76)には、「HCV抗体陽性者における慢性肝炎の1Gy当たりの相対リスクは3.04(95%CI-1.05-9.02)、 陰性者のそれは0.16(95%CI-0.05-0.46)で、HCV陽性者の慢性肝炎有病率の線量・反応関係の傾きは、陰性者の約20倍であった。しかし、この2つの傾きには統計学的には有意差は認められなかった(P=0.097)。」と記載されてい

る。また、有意水準(P値。前記のとおり、統計学上、当該事実を否定する偶然性の入る可能性を示す値である。)は、統計学的には0.05とされることが通常であり、その場合、P値が0.05より小さい場合には有意であると判断される。このことから、Q7教授は、Q7意見書②(乙44)において、藤原論文がP値が0.097であったことについて「かろうじて有意」と表現したことは不適切であるとする見解を示している。Q14の意見書(乙54)も、藤原論文の原文(甲73)のmarginally significantとは、「有意とは言えないが有意に近い」ことを意味する統計学的表現であるとしており、藤原論文は、被曝線量と肝障害(C型慢性肝炎)発症との間には、統計学的有意相関が見られなかったことを報告した

放影研においては,P値が0.1から0.05までの間の場合に「かろうじて有意」と表現し,有意水準を0.1と設定するこ

(甲75, 76, 乙44, 46, 47, 52の2, 54, 証人Q8)

その他 d

- 「原爆被爆者の死亡率調査第12報」(甲119)は、 「高線量被曝したLSS(寿命調査)対象者の大部分 (a) 「原爆飲爆有の死亡率調食第12報」(甲119)は、「高線重被曝したLSS(寿命調食)対象者の大部分を含む放影研臨床追跡調査・・・において、心筋梗塞および脳梗塞、ならびにアテローム性動脈硬化症と高血圧症の様々な指標について有意な線量反応が観察されている。この対照群の慢性肝疾患には統計的に有意な線量反応も確認されている。」「このような影響に関する機序が解明されていないからといって、機序が存在しないという意味ではないと我々は考えている。0.5-1Sv(シーベルト)の線量域の全身被曝は骨髄および他の器官に主要な急性障害を引き起こし、完全に修復されなかった場合は長期的健康影響を引き起こすかもしれない。特に、この線量域の被曝は多能性骨髄幹細胞の半分以上を死滅させると考えられている。」「一つの興味深い機序として免疫能不全が考えられる。健康に直幹影響が出るわけではないが、T細胞とB細胞の機能的・量的異常において原爆放射線の後影響が見られる。」という目解を示している。 見解を示している。 (甲119)
- (甲119)

  (b) 「原爆放射線のヒト免疫応答に及ぼす影響第16報」(甲120)は、成人健康集団におけるHCV及びHBVの感染率及び持続感染者の発生率を調査した結果、HBs抗体陽性率(過去の感染率)と線量との間に相関はないこと、HBs抗原陽性率(持続感染率)は線量に応じて有意に増加すること、HCV抗体陽性率と線量との間には関係が認められないこと、HCV抗体陽性慢性肝炎の発生率(HCV持続感染者)は線量に応じて上昇するが有意水準に至らないこと等が明らかになったとした上で、「肝炎ウイルス感染率に影響がある輸血歴、針治療歴、家族歴および広島と長崎の差、性別などの交絡因子の影響を補正しても、被爆の影響が残った。これらの結果は、放射線の影響が少なくとも肝炎ウイルスの持続感染への移行段階に効いていることを示している。この過程は、原爆被爆による長期にわたる免疫応答性の変化が関係している可能性がある。また、放射線により遺伝子変異が起きた肝臓幹細胞に肝炎ウイルスが感染した場合に、キャリアーになりやすいのかもしれない。他方、いったん持続感染が起きた後に、肝硬変や肝細胞癌へ進行する段階を被爆が促進するのか否かは、いまだ検討されていない。」としている。(甲120) (甲120)
- (c) 原爆被爆者の死亡率調査第13報 (乙52の1) は、原爆被爆者の死亡率調査第12報と同様の方法によって、寿命調査集団における1950 (昭和25) 年から1997 (平成9) 年までの間にがん以外の疾患で死亡した者に対する放射線の影響について解析したものであり、心臓疾患、脳卒中、消化器官及び呼吸器官の疾患に関して、統計的に有意な増 加がみられたとしている。

上記論文の表13 ( $\mathbb{Z}_{200}$ 2) は、1968 (昭和43) 年から1997 (平成9) 年までの間に死亡した者に対する放射線の影響について解析したものであるところ、肝硬変については、1シーベルト当たりの推定過剰相対リスクを0.19, 90%信頼区間を (-0.05; 0.5) としており、90%信頼区間の下限が0を下回っていることから、上記論文は、放射線の影響によって統計的に有意な死亡の増加を認めた疾患として肝硬変を挙げていない。 (乙52の1・2)

(3) 放射線の免疫に対する影響ア 白血球 殊に ロンパ は かっ

(3) 放射線の免疫に対する影響 ア 白血球,殊にリンパ球や顆粒球には免疫機能があるところ,放射線は、造血作用を司る骨髄を障害し、白血球等を減少させる作用を有する。白血球数は免疫力を測る指標となるが、白血球数は正常値の範囲にとどまっていても、白血球の能力が劣るために免疫力や感染を防ぐ能力が低下している場合もあり得るとされている。 イ 原子爆弾の被爆者における白血球について、原爆放射線の人体影響1992(甲17,乙15)は、広島の場合、初期にリンパ球、次いで顆粒球が減少し、その後約1か月目を最低値として、まずリンパ球、次いで顆粒球が、急速又は徐々に回復する経過をたどったとしている。また、日本学術会議原子爆弾災害調査報告書刊行委員会編「原子爆弾災害調査報告集」(甲58の1)によれば、長崎の場合、昭和20年9月1日から9月21日までの外来患者については、爆心地から2km以内の患者の方がそれ以遠の患者より白血球の減少が明らかに重かったとされる。 もっとも、原爆放射線の人体影響1992(甲17,乙15)によれば、被爆者には、被爆後1年目においても白血球減少を示す症例が明らかに多いが、被爆距離や被爆当時における症状の発現との間に一定の関係は見出されず、2年2か月後の調査では更に白血球減少の症例が減少しており、昭和31年においては被爆者の白血球数の平均は5500となっており、被爆者と対照者の間に有意な差異はみられないとする調査結果があるとされている。 ウまた、「魔爆放射線が免疫系に及ぼす長期的影響:半世紀を超えて」(甲137)によれば、「被爆者の免疫系には、過去の放射線被曝の顕著な影響がリンパ系細胞の構成や機能に観察されている。これらの影響によって生じる変化の大部分は、被曝線量16以当たり数%と少ないように思われるので、免疫系におけるこのわずかな変化のために特定の疾患に罹患するという筋害とは描きにししばしば観察される疾患のリスクを増加させたかも知れないと考えることは、過失の大部分は、原爆被射線による免疫力の低下について、放射能が白血球が持つに限しまる

エ Q2 医師は、原爆放射線による免疫力の低下について、放射能が白血球の持っている免疫性能をどのように破壊するかはまだ理論的にはよく分かっていないものの、免疫力の低下は、被爆者が体内に取り込んだ放射能によって破壊された細胞の白血球の変化によるものであるとし、このような体内に取り込んだ放射能による低線量放射線は、ラジカルを発生させることにより細胞を障害させ、その不完全修復により免疫機能障害による各種疾病の発病を促進させるとの見解を示している。そして、同医師は、被控訴人の肝障害について、原子爆弾に被爆し、急性放射能症を発症した後、免疫機能の低下によってHCV感染を容易にし、発病を促進され、症状の進行を早め、症状の増悪を招いた典型例でなるとなるとなるとなった。

た後、免疫機能の低下によってHCV感染を容易にし、発病を促進され、症状の進行を早め、症状の増悪を招いた典型例であると確信するとの見解を示している。 オ これに対し、Q7教授は、免疫機能の低下によりHCVの持続感染が起き、その免疫機能の低下が原爆放射線のためではないかという議論はあるものの、HCVについては正常な人でも70ないし80%が持続感染を起こすこと、ウイルスの性質そのものが免疫学的な監視機構から逃れるような性質を持っていること、被爆した者のHCV抗体陽性頻度が被爆していない者と比較して低く、被爆した者も一般にウイルスを排除できるほどの免疫を持っていたはずであること等から、HCVの持続感染を免疫機能の低下により説明することは困難ではないかという見解を示している。 カ また、Q15の意見書(乙55)は、被爆後30年を経て、被控訴人が肝機能障害を指摘された時点においては、免疫機能は被爆前と同程度まで回復しているか、加齢などの影響もあって若干の低下がある程度であり、感染症にかかりやすくなるという免疫機能低下の臨床的な症状が現れているとは考えにくいこと、このことは、被控訴人がδ病院退院後、昭和59年に肝機能障害を発症するに至るまで、感染症に罹患した既往歴がないという事実とも整合すること、なお、免疫機能は、白血球数、特にリンパ球数に反映されるが、昭和50年代以降の被控訴人の検査データからすれば、これらの指標は正常であり、免疫学的な常識に照らして、被控訴人が臨床的に問題となるような重度の免疫機能低下状態にあったとは考えられないことなどを指摘している。 (アないしカにつき、甲9、47の1・2、48の1・2、49、58の1、129、乙15、44、55、証人Q2、証人Q7)

証人Q7)

- 被控訴人の肝機能障害に関する放射線起因性についての判断
  - (1) 放射線起因性についての判断方法

ア 本件訴訟においては、本件処分の違法性の有無に関して、本件認定申請に係る被控訴人の肝機能障害に放射線起因性が認められるか否か、すなわち、被控訴人が原爆放射線に被曝したことと上記肝機能障害との間に因果関係が認められるか否かが争われているものである。 ところで、行政処分の要件として因果関係の存在が必要とされる場合に、その拒否処分の取消訴訟において被処分者

がすべき因果関係の立証の程度は、特別の定めがない限り、通常の民事訴訟における場合と異なるものではないところ、その立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではないが、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを 日本はは7月18日 (東京100日日の8万) 日第三小法廷判決·集民198号529頁)

るして、放射線起因性の要件を定めた被爆者援護法10条1項の規定は、その文言に照らせば、立証の程度を通常の民事訴訟における場合と異なるものとした特別の定めであると解することは相当でなく、むしろ、同法27条1項が被爆者であって造血機能障害、肝臓機能障害その他厚生省令で定める傷害を伴う疾病にかかっているものに対し、健康管理手当を支給するとしつつ、「原子は20分割をの対射能の影響によるものないことが明らかであるもので下しる。」と規定しているとが、これに表情の原因と思います。

った垣皿機能障害、肝臓機能障害でいた。 支給するとしつつ、「原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。」と規定していることなどと対比すれば、同法10条1項の規定は、放射線と負傷又は疾病ないしは治癒能力の低下との間に通常の因果関係があることを要件として定めたものと解すべきである。 イaところで、放射線の人体に与える影響については、その詳細が科学的に解明されているとはいい難い段階にあり(前記2において引用した原判決の事実及び理由の第3の3(原判決100頁以下)、前記3において引用した原判決同第3の6の(1)、(2)(116頁以下))、また、原子爆弾被爆者の被曝放射線量についても、その評価は推定により行うほかないのであって(前記2において引用した原判決の事実及び理由の第3の4。原判決103頁以下)、放射線起因性の検討、判断の基礎となる科学的知見や経験則は、いまだ限られたものにとどまっている状況にあるといわざるを得ない。

いる。 また、厚生省公衆衛生局長通知「原子爆弾後障害症治療指針について」(昭和33年8月13日衛発第726号)(甲15、乙26)による「原子爆弾後障害症治療指針」は、「原子爆弾後障害症を医学的にみると、原子爆弾後下時にこうむった熱線又は爆風等による外傷の治癒異常と投下時における直接照射の放射能及び核爆発の結果生じた放射性物質に由来する放射能による影響との二者に大別することができる。・・・・後者は造血機能障害、内分泌機能障害、白内障等に由内で等によるで代表されるもので、被爆後10年以上を経た今日でもいまだに発病者をみている状態である。これらの後障害に関しては、従来幾多の臨床的及び病理学的その他の研究が重ねられた結果、その成因についても次第に明瞭となり、治療面でも改善が加えられつつあるが、今日いまだ決して十分とはいい難い。」とした上で、「原子爆弾被爆者に関しては、いかなる疾患又は症候についても一応被爆との関係を考え、その経過及び予防について特別の考慮がはらわれなければなら」ないと指摘している。 なお、控訴人は、上記治療指針を本件の放射線起因性判断方法の根拠にすべきでないというが、上記で引用した内容は上記健康診断実施要領と同じであり、また、上記治療指針は現在も適用されているものであって、十分にもで述べた検討方法の根拠となり得るものである。

検討方法の根拠となり得るものである。

は、上記の点に関し、控訴人は、被控訴人に発症した慢性肝疾患と原爆放射線との間に個別的な因果関係が認められるか否かについては、被爆者集団全体を対象とした疫学的研究の成果を踏まえた、いわゆる疫学的因果関係が認められるか否かが検討されるだけでなく、仮に疫学的因果関係の存在が認められるとしても、病理学、臨床医学、放射線学等の見地をも踏まえて、被控訴人の当該症状が被爆に起因するものか否かが個別的に検討される必要があると主張

する。
確かに、上記の個別的因果関係を認めるためには、疫学的因果関係の検討だけでは足りないというべきであるが、前記のとおり、放射線の人体に与える影響の詳細が科学的に解明されているとはいい難い段階にあり、原子爆弾被爆者の被曝放射線量の評価も推定により行うほかないのであって、このように、放射線起因性の検討、判断の基礎なる科学的知見や経験則は、いまだ限られたものにとどまっているかる。そして、前記のとおり、そもそも疾病の発症となる発症の機序の立証にはおのずから困難が伴うものであると上、くの要因が複合的に関連し、特定の要因による発症の機序の立証にはおのずから困難が伴うものである上、「同爆放射線による後障害の個々の症例は、放射線に特異な症状を呈しているわけではなく、一般にみられる症状と全人に関係の症状を呈するものである。こうした状況においては、病理学、臨床医学、放射線学等の観点から個別的因果関係の有無を判断することには一定の限界があるというべきであり、その点に関する立証を厳密に要求することは不可能を強いることにもなりかねない。
このような現況においては、前述のように、原爆放射線の被曝と疾病の発生につき、医学的、病理学的機序についての証明の有無を直接検討するのではなく、放射線被曝による人体への影響に関する統計的、疫学的機序についての証明の有無を直接検討するのではなく、放射線被曝による人体への影響に関する統計的、疫学的と知見を踏まえているが根実状況、被爆後の行動やその後の生活状況、被控訴人の具体的症状や発症に至る統計的、疫学的な結算、健康診断や検診の結果等の間接的な諸事情を全体的、総合的に考慮した上で、原爆放射線被曝の事実が上記疾病の発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性が認められるか否かを検討することが相当であるというべきである。

被控訴人の肝機能障害及びHCV感染について

ア 本件認定申請時(平成6年2月16日)における被控訴人の肝臓に関する症状及び血液検査の結果は、前記 1 (3) ウのとおりであり、証拠(乙39、証人Q7)によれば、被控訴人の肝機能障害について、GOT及びGPTの異常が6か月以上持続しており、ZTT及びICGの上昇も認められることから、慢性肝炎と判断されるが、血小板数が正常であること、ICGの上昇が20%を超えないこと、GOT及びGPTについても著しい上昇とまではいえないことから、肝硬変には至らないものと

そして、Q6医師による平成6年8月20日付け診断書(乙40の4)には、被控訴人について第2世代HCV抗体が陽性であった旨の記載があることからすれば、被控訴人が当時既にHCVに感染していたことが認められる。そして、Q7教授も、被

控訴人の肝機能障害がHCVに起因するC型慢性肝炎である旨の見解を示しており(乙39, 証人Q7), 被控訴人の肝機能障害がHCV感染に由来するものであることを否定するに足りる証拠はないから, 本件認定申請に係る被控訴人の肝機能障害はC型慢性肝炎であると認められる(被控訴人も, 被控訴人の肝機能障害がHCV感染に由来すること自体は争っていないものと解される。)。

イ また、前記認定事実(前記2で概要を示し、引用した原判決の事実及び理由の第3の5。原判決111頁以下)からすれば、(ア) HCVに感染した場合、多くは持続的な感染となってC型慢性肝炎を発症するに至り、更に症状が進行した場合には肝硬変、肝細胞がんの発症へと至ること、(イ) 我が国の慢性肝炎患者の場合、ウイルス性の慢性肝炎が圧倒的に多く、そのうちC型慢性肝炎の割合が約7割程度に及ぶこと、(ウ) さらに、我が国の肝硬変患者の約5割にHCV感染が認められ、我が国の肝細胞がんをはじめとする肝臓がんの患者に占めるHCV感染者の割合が過半数に及んでして、また。または、ア 我が国における慢性肝炎、肝硬変及び肝臓がんの患者において、HCV感染に起因する者が相当の割合を  $(\mathbf{I})$ 占めていることがそれぞれ認められる

(3) 放射線被曝による人体(肝機能)への影響に関する統計的、疫学的な知見について 被控訴人は、被控訴人の肝機能障害について、放射線被曝とHCVが共同成因となった旨主張するので、以下、まず、放射線被曝による人体(肝機能)への影響に関する統計的、疫学的な知見について検討する。 ア(ワン論文等の知見)

ウ(その後の研究結果-- 勝泉論又寺) a 次に、上記アの知見を踏まえて、放射線とC型慢性肝炎の関係について研究が進められた結果、前記2(3) ウェのとおり、藤原論文において、HCV感染と被曝線量の間に有意な関係を認めることはできなかったものの、HCV抗体 陽性者においては、放射線量の増加に伴って慢性肝疾患の有病率が増加しており、慢性肝疾患の有病率が、HCV抗体陰性 の被爆者よりも陽性の被爆者において放射線量に伴い大きく増加することがうかがわれ、放射線被曝がC型慢性肝炎に 関連した慢性肝疾患の発症や進行を促進した可能性が指摘されるに至っている。 b もっとも、この点を指摘した藤原論文は、慢性肝疾患の有病率がHCV抗体陰性の被爆者よりも陽性の被爆者 において放射線量に伴い大きく増加することについて、統計学的な検証の結果、P値は0.097であるとしており、この値

以上のとおり、統計的、疫学的にみれば、慢性肝疾患、肝硬変及び肝臓がんの発症者の中に大きな割合を占

オ 以上のとおり、統計的、疫学的にみれば、慢性肝疾患、肝硬変及び肝臓がんの発症者の中に大きな割合を占めるHCVの持続感染及びその進行によるC型慢性肝炎の発症に対して、原爆放射線の被曝が影響している可能性があるとみることには、相当の根拠があるというべきである(なお、従来、放射線起因性が肯定されて原爆症認定を受けた例のうちには、肝機能障害も多数含まれており、その仲にはHCVを原因とする肝機能障害も含まれている。)。
(4) 被控訴人の被爆状況、被爆後の行動やその後の生活状況、被控訴人の具体的症状や発症に至る経緯等についてア 上記1(1)の認定事実からすれば、被控訴人は、(ア) 爆心地から約1.3kmという至近距離において、建物の中であったとはいえ、ガラス窓に背を向けて上半身裸のまま腰掛けた状態で原子爆弾に被爆しており、大量の初期放射線に被曝したことはもちろんのこと(季節的にみて、ガラス窓が開いていた可能性が高く、放射線を直接浴びた可能性が高い。)、(イ) その後も救援列車に乗車するまでの間、かなりの時間(午前11時すぎから夕暮れまで)α工場の周辺にとどまったことにより、誘導放射線に被曝し続けていたというべきであり、(ウ) さらに、残留放射線により放射化した塵や煤等を吸引していたことに加え、放射性降下物等の放射性物質が含まれていた可能性もある川の水を大量に飲んでいることから、内部被曝による影響も免れないものと推測される。上記(ウ)の点に関し、控訴人は、被控訴人が摂取した水による内部被曝線量は、最大で見積もっても自然放射線による被曝線量の1万分の1以下であって、極めて微量であるし、放射線核種の生物学的半減期を考慮すれば、被爆から10年後に肝臓にはほとんど残存していないものと考えられるから、これによって何らかの健康被害が発生することは到底考えられないと主張する。

えられないと主張する。しかし、被控訴人については、被爆後に水を飲んでいるだけでなく、上記(イ)(ウ)のように、爆心地に近いα工場付近にかなりの時間とどまり、放射線を大量に含んでいたと考えられる塵や煤等の放射性降下物を吸引するなどしているのであるから、これらの放射性物質の吸引と合わせ、内部被曝の影響がなかったとは言い切れない。

近にかなりの時間ととまり、放射線を大重に含んでいたと考えられる塵や保等等の放射性降下物を吸引するなとしているのであるから、これらの放射性物質の吸引と合わせ、内部被曝の影響がなかったとは言い切れない。
イ 被控訴人は、被爆当時16歳であり、被爆以前に特段の健康上の障害があったとは認められないにもかかわらず、被爆直後にδ病院に入院して2週間程度経過したころから、脱毛、血性の下痢等の症状を呈するようになり、就労可能な程度に体調が回復するまでに約2年以上を要している。
急性期の障害と認められるものであること、(イ) 被控訴人が発症した発熱、下痢、嘔吐及び出血の諸症状は、いずれも原爆放射線による急性期の死亡例において高い割合で認められたものであり、このことからしても、死亡には至らなかったものの、放射明ら死亡例において高い割合で認められたものであり、このことからしても、死亡には至らなかったもののが、被害が明らかに減少しているほか、好中球も減過としており、同年10月8日には、白血球の数自体は回復しているほか、好中球も減少しており、同年10月8日には、白血球の数自体は回復しているほか、好中球も減過を害を発症しており、原爆放射線による急性障害を発症しており、原爆放射線による。これらに照らせば、被控訴人の原爆放射線による急性障害を発症しており、原爆放射線によるこれらに照らせば、被控訴人の係調はその後回復したもあるまと、検療から長年月を経た昭和47年に影響を被ったことが認められる。このように、被控訴人の原爆放射線による急性障害の重篤性や、被控訴人の免疫機能が少なくとも一定期間にて被爆入ぶ重大な身体への影響を被ったことが認められる。このように、被控訴人の係調はその後回復したもいる。
このように、被控訴人の係調はその後回復したもいる。機関・対策を接続に発生した後に発生したものであるとが表ものの、他方にお収燥を考えることが相当というで表急を整ちで形で被っていたことがうかがわれることを併せて考慮すれば、被控訴人に生健康被害については、被爆を長期間を経過した後に発生したものであるった。①放射線による健康影響に、自由球数射線の影響に全る機序や態様は全くく異なるもであるから、急性障害の発症を直ちに数性症がの表症を関連でき、両者の発症に至る機序や態様は全くく異なる自定のであるとか、②なに被関を表に自由する発症に至る機序や態様は多く影響を入れる根拠たり得ないことは明らかであるとか、③さらに、昭和47年のガラス片の排出と放射線の影響によるものとか、といは場後数十年を経て発症に白血球数が減吸が影響によるものとか、過度性とのであるとか、②さらに、昭和47年のガラス片の排出と放射線との関連性、肝障害との関連性のであるとか。③さらに、昭和47年のガラス片の排出と放射線との関連性、肝障害との関連性のでいことは明らかであるとか。③さらに、昭和47年のガラス片の排出と放射線との関連性、肝障害との関連性のでに313)

は全く不明であるなどと主張する。 確かに、放射線被曝による健康影響は、白血球減少、脱毛等の急性障害(急性影響)と、悪性腫瘍、白内障等の後障害に区分することができ、両者の発症に至る機序や態様は異なるものである。しかし、前記3(2)記載のように、原爆放射線が遺伝子変化を通じて悪性腫瘍の発生に影響していることがある程度証明されていることや、子宮筋腫、慢性肝炎、肝硬変及び甲状腺疾患などについても、放射線被曝とこれらの疾患の発症との間で有意な過剰リスクが認められていること(ワン論文)などからすれば、急性障害の発症が数十年後の疾患の発症と全く関連がないということはできな

い。 また、放射線の人体に与える影響については、その詳細が科学的に解明されているとはいい難い段階にあり、放射線起因性の検討、判断の基礎となる科学的知見や経験則は、いまだ限られたものにとどまっている状況にあること、さらに、人間の身体に疾病が生じた場合、その発症に至る過程には多くの要因が複合的に関連していることが通常であり、特定の要因から当該疾病の発症に至った機序を立証することにはおのずから困難が伴うものであることなどを総合的に考慮すれば、上記のように、被爆後長期間を経過した後に発生した健康被害についても、一応原子爆弾による放射線被曝との関係を考えることが相当であるというべきである。 (5) 被控訴人の肝機能障害の放射線起因性 ア 本性認定申請に係る被控訴人の肝機能障害がの刑場性旺火でなると認められることは、上記のア語中のよれ

ア 本件認定申請に係る被控訴人の肝機能障害がC型慢性肝炎であると認められることは、上記(2)ア認定のとおりであるところ、被控訴人は、被控訴人の肝機能障害について、放射線被曝とHCVが共同成因となったと主張する。その具体的な機序についての主張は、必ずしも明確なものではないが、全身に被曝した強烈な初期放射線に加え、内部被曝の影響による肝臓の細胞の影響、遺伝子の不完全修復による影響、更に免疫による影響などを主張する趣旨と解

性肝炎であって、放射線に起囚する肝候能障害の内限でのる肝肝肌の固要に内及ではなることです。からないことではないできれる旨を主張する。
しかし、本件のような事案においては、DS86等に基づく推定線量としきい値とを機械的に適用することによって放射線起因性の有無を判断することが相当であるとは認め難く、また、被控訴人は放射線の確率的影響としての肝機能障害を主張するものと解されるところ、この点をも考慮すると、控訴人の上記主張は採用し難いところである。その詳細は、原判決の事実及び理由の第3の7(4)ア及びイ(138頁以下)記載のとおりである。
イ(肝細胞障害因子の持続的な存在について)
「物話」は、慢性肝炎の発症には肝細胞障害因子が持続的に存在することが必要であるところ、原爆放射線

「甲49」に改める。)や、このような被曝が長期的健康影響を引き起こすかもしれないとする見解もあること(甲119。前記3(2)ウd)に照らせば、原子爆弾に起因する放射線が、遺伝子等に及ぼす影響等を通じて、HCV感染から慢性肝炎を発症させる持続的な因子になり得ることが医学的、生理学的に否定されているものとは認められない。したが、控訴人の上記主張をもっても、被控訴人の肝機能障害が放射線に起因して発症又は促進した可能性を否定されるような

定することはできない。

で、彼曝による免疫能力の低下等とC型慢性肝炎について) っ(被曝による免疫能力の低下等とC型慢性肝炎について) a 控訴人は、C型慢性肝炎について、被曝による免疫能力の低下等が影響を与えるという科学的知見は存在 せず、免疫能力に問題がないHCV保有者でも多くの者が慢性肝炎を発症すること、被控訴人の白血球数に異常が認められ ないこと等から、被控訴人のC型慢性肝炎が被曝による免疫能力の低下に起因するものではないと主張し、Q7教授 も、上記のような事情が認められることから、HCVの持続感染を免疫機能の低下により説明することは困難である旨の見

工(HCV感染と慢性肝炎の発症について) 控訴人は、HCV感染者は、持続感染により慢性肝炎を発症する場合が多く、HCV感染者の70ないし80%がC型慢性肝炎を発症するのであるから、仮に、放射線被曝がC型慢性肝炎に影響を与える可能性が存在するとしても、被控訴人は、被爆していなくともC型慢性肝炎を発症した可能性が極めて高いといえるのであって、「特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性」が存在するとは認められないから、放射線起因性を肯定することはできな いと主張する。

しかし、HCV感染者のすべてがC型慢性肝炎を発症するわけではない現状において、前記のように、放射線に被曝したことが、HCVの感染とともに慢性肝炎を発症又は進行させるに至った起因となっているものと認められる以上、放射線被曝と慢性肝炎の発症との間には因果関係が存在することを否定することはできないというべきであり、HCV感染者の70ないし80%がC型慢性肝炎を発症するという事実が存在するからといって、その点に関する判断が左右されるものではな

(7) まとめ

以上のとおり、原爆放射線の人体に対する影響、放射線による肝機能障害の発症及び促進等に関する科学的知見及び経験則は、いまだ限られたものにとどまっている状況にあり、放射線被曝による人体への影響に関する統計的、疫学的な知見は、長期的な調査の結果に近年に至ってようやく得られつつあるところ、その調査の結果によれば、HCVの持続感発びその進行によるC型慢性肝炎の発症に対して、原爆放射線の被曝が影響している可能性があるとみることには、相当の根拠が存するものである。そして、このような統計的、疫学的な知見を踏まえつつ、被控訴人の原爆放射線による急性障害の重篤性や、被控訴人の免疫機能が少なくとも一定期間低下した事実に加えて、被控訴人の体調はその後回復したものの、被爆後長年月にわたり、原子爆弾による影響を様々な形で被っていたことがうかがわれることなどを併せて考慮すれば、本件認定申請に係る被控訴人の肝機能障害については、被控訴人が爆心地から至近の地点において多大な原爆放射線に被曝したことが、HCVの感染とともに慢性肝炎を発症又は進行させるに至った起因となっているものと認識をは言意になる。

第4 結論 したがって、被控訴人の請求は、理由があるから、これを認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。 よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官	岩	井		俊
裁判官	及	JIJ	憲	夫
裁判官	竹	田	光	広